

# キッチンカーの出店について

## 目的

キッチンカーが出店することで、にぎわいを創出し、地域の魅力を高めるため。

## 主な出店条件

- ・ 公園利用者の利便性向上を目的としていること
  - ・ 公園利用の妨げにならないこと
  - ・ 保健所などの営業に必要な許可を受けていること
  - ・ 福山市農林水産課（指定管理者）の指示などを遵守すること など
- ※出店は3店程度/日（調整の可能性あり）

## 申請方法

福山市山野農村公園使用許可申請書を山野公民館へ提出してください。

- ・ 出店場所やキッチンカーの概要、面積が分かる書類を添付
- ・ 申請書は出店希望日の2週間前までに提出

※出店許可は、原則申請受付順に内容を審査し、許可します。

## 出店料

無料

## その他留意事項

- ・ 電力、水、その他出店に関わるものは、出店者各自で全て用意すること
- ・ 公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭などに十分配慮すること
- ・ 出店にかかるゴミは、排水などと共に出店者各自で持ち帰ること
- ・ 出店終了後は、出店前と同じ状況へ戻すこと（原状回復）
- ・ 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること
- ・ 原則、早朝夜間の出店、酒類の販売は禁止
- ・ 暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となる場合などは出店禁止
- ・ 虚偽の申請をした場合は許可を取消

※出店できる場所の詳細や要件についてはお問い合わせください。